令和元年第16回厚岸町教育委員会会議録

招　　集	日　　時	令和元年11月27日　午前10時00分
	場　　所	庁議室
開　会　日　時		令和元年11月27日　午前10時00分
閉　会　日　時		令和元年11月27日　午前10時42分
出　席　委　員		田　辺　正　保
		濱　　秀　利
		平良木　宣　行
		森　脇　直　美
欠　席　委　員		
会議録署名	教　育　長	酒　井　裕　之
委　　員	委　　員	森　脇　直　美
会　　議 出 席 者	事務局職員	管理課長　真里谷　隆 管理課長補佐　車　塚　洋 指導室長　山　田　敏　一 給食ｾﾝﾀｰ所長　櫻　庭　康　江 生涯学習課長　渡　部　貴　志 生涯学習課長補佐　小　池　裕　子 海事記念館長　三　浦　博　哉 情報館長　秋　田　裕　子 スポーツ課長　髙　橋　俊　彦
	その他の者	

議事日程

日程	議案番号	付　　議　　事　　件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	（議　案）	
	議案第61号	議会の議決を得なければならない事件の申出について【原案可決】
	議案第62号	議会の議決を得なければならない事件の申出について【原案可決】
	議案第63号	厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第64号	令和元年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について【原案可決】
6		閉会

令和元年第16回厚岸町教育委員会

令和元年11月27日
午前10時00分開会

●教育長　　ただいまから、令和元年第16回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。
なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長　　日程第２「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、11月27日の１日間としてよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　それでは、会期を本日11月27日の１日間といたします。

●教育長　　日程第３、「前回会議録の承認」についてであります。
令和元年10月30日に開会した第14回教育委員の会議録の承認についてでありますが、会議録署名委員の平良木委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長　　日程第４、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、森脇委員を指名いたします。

●教育長　　日程第５、議案第61号「議会の議決を得なければならない事件の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●指導室長　　ただいま上程いただきました、議案第61号「議会の議

決を得なければならない事件の申出について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書の１ページをご覧願います。

この度、地方公務員法及び地方自治法の改正により、地方公務員の、いわゆる非正規職員に関する制度が整備され、令和２年４月１日から新たに会計年度任用職員制度が導入されることとなります。

これにともない、外国語指導助手（ＡＬＴ）は、これまでの特別職非常勤職員から会計年度任用職員に移行することとなります。

そのため、制度移行後の外国語指導助手に係る報酬及び費用弁償については、新規制定予定である「厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」において定めることとなり、現在の外国語指導助手の給料等を定めている、「語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例」が不要となることから、本条例を廃止しようとするものです。

附則でございます。この条例は、令和２年４月１日から施行するものであります。

なお、本条例の廃止については、本年12月11日開会予定の令和元年厚岸町議会第４回定例会に提出される「厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の附則において、別途、規定することとなっております。

以上簡単ではございますが、議案第61号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長　　内容は、令和２年４月１日より、会計年度任用職員制度が導入されることにともなう、「語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例」の廃止議案の提案を町長に申し出ることについてであります。これから質疑を行

います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第62号「議会の議決を得なければならない事件の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課長　　ただ今、上程いただきました、議案第62号「議会の議決を得なければならない事件の申出について」、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

内容は「厚岸町郷土館等の一部を改正する条例の制定について」であり、令和元年厚岸町議会第４回定例会に提出いたしたく、厚岸町長に申出るものであります。

博物館法第23条では、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」と規定されており、公立博物館への入館は、原則無料とされているところでありますが、博物館法による登録博物館の「厚岸町海事記念館」、また、それに類する施設の「厚岸町郷土館」、「厚岸町太田屯田開拓記念館」の３館は、各条例の規定に基づき、開館以来施設の維持管理費用の一部を補うため、入館料を徴収し、施設の維持運営をしております。

３館の入館者の現状としましては、開館当初こそ、多くの入館者がおりましたが、近年の入館者数は、当初と比較し半減の入館者数で推移しています。

３館は、厚岸町の歴史と文化を身近に感じることができる施設です。入館料を無料化することにより、多くの入館者に来ていただくことで、厚岸町の歴史と文化を身近に感じ、教育・文化の発展に寄与するとともに、厚岸町の魅力を次世代へ確実に継承し、一人でも多くの人にその素晴らしさに触れてもらうため、本条例を制定するものであります。

なお、参考として無料化による影響額ですが、平成30年度の入館料で、「厚岸町郷土館　592件　56,160円」、「厚岸町海事記念館　909件　188,990円」、「厚岸町太田屯田開拓記念館　512件　50,160円」であり、３館の合計で、295,310円であります。

また、入館料を無料にすることにより、展示内容や各種事業など、来館者へのサービスの低下につながらないよう、展示物の掘り起こしや展示方法の工夫を行い、新たな企画を行うなど、これからも魅力ある博物館運営に努めてまいりたいと強く考えております。

続いて改正条文の説明をいたしますが、本条例は、条例改正の趣旨が同様でありますことから、３条建ての構成とし、第１条が「厚岸町郷土館条例の一部改正」、第２条が「厚岸町海事記念館条例の一部改正」、第３条が「厚岸町太田屯田開拓記念館の一部改正」としておりますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

なお、説明は、議案書により行いますので、別にお配りしている議案第62号説明資料の新旧対照表については、参考として、あわせてご覧いただきたいと思います。

それでは、議案書３ページをご覧願います。

はじめに第１条「厚岸町郷土館条例の一部改正」については、入館料を無料にすることに伴い、入館料を規定

している「第５条」を削り、第６条から第９条までをそれぞれ繰り上げ、入館料を規定している別表を削る改正であります。第２条「厚岸町海事記念館条例の一部改正」、第３条「厚岸町太田屯田開拓記念館の一部改正」についても、第１条と同様の趣旨及び改正内容でありますので、説明は省略させていただきます。

次に「附則」であります。

この条例は、令和２年４月１日から施行するものであります。

なお、本条例は、令和元年厚岸町議会第４回定例会に提出いたしたく、厚岸町長に申出るものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

●教育長　　内容は、令和２年４月１日より、厚岸町郷土館、厚岸町海事記念館及び厚岸町太田屯田開拓記念館の入館料を無料化することにともなう、条例の一部改正議案の提案を町長に申し出ることについてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第63号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議

案内容の説明をしてください。

●管理課長　　ただ今、上程いただきました、議案第63号、「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容をご説明いたします。

議案書の１ページをお開き願います。

厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程において、教育委員会事務局の職名及び定数、教育機関の施設ごとの職名及び定数を規定しており、人事異動によりその定数等に変更が生じるときに改正をしております。

内容については、議案第63号説明資料「新旧対照表」にてご説明いたします。

令和元年11月18日付人事異動に伴い規程に規定されている定数を改める必要があることから一部を改正するものです。

教育委員会事務局ですが、これは管理課・生涯学習課・スポーツ課の職員になりますが、職種、主幹・係長が、15名から16名になり、職員数の計は28名から29名と１名、定数増となっております。

議案書１ページにお戻り願います。

附則でございます。この訓令は、令和元年11月27日から施行し、改正後の厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程は、令和元年11月18日から適用するものであります。

以上簡単ですが、議案第63号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長　　内容は、11月18日付け人事異動にともなう、厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部改正

についてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第64号「令和元年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長　　ただ今、上程いただきました、議案第64号「令和元年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申し出について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

令和元年度 厚岸町一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る部分（教育費）に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、厚岸町長に申し出たく、本案を提出するものであります。

私からは、管理課の主な補正予算についてご説明申し上げます。別冊の議案第64号説明資料「令和元年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）事項別明細書」をご覧願います。

１ページをお開きください。

９款　教育費全体では、歳入52千円、歳出11,239千円の増額補正でございますが、管理課所管分についてご説明いたします。

資料の左側の､款・項・目の順に進めてまいりますが、内容の説明は右側の事務事業毎に行います。

歳入であります。

２款　諸収入、６項　雑入、３目　雑入、釧路管内教職員体育大会負担金精算還付金　35千円。管内すべての小中学校の教職員を対象にソフトボール等体育大会を開催しておりましたが、人数が集まらなくなり、開催できなくなりました。そのため、令和元年度より管内教職員体育大会を中止にし、昨年度までの繰越金250,163円を管内７町村で均等に還付するものであります。

次に歳出であります。

１項　教育総務費、３目　教育振興費であります。補正額は23千円の減額で、右側３ページの説明欄をご覧ください。

教育振興一般であります。

需用費　食糧費23千円の減、管内教職員体育大会中止による弁当代等食糧費の減額であります。外国青年招致、需用費、消耗品20千円の減、指導用消耗品（画用紙や色鉛筆など）及び住宅消耗品（カーテンやじゅうたんなど）支出見込みによる減額であります。負担金補助及び交付金20千円の増、自治体国際化協会外国青年招致事業会費見直しに伴う増額であります。

４目　教育住宅費。

需用費、修繕料715千円の増、教員住宅の水道管配管漏水修理、温水ボイラー配管修理等教員住宅の修繕がかさみ、今後も修繕が見込まれることによる増額であります。役務費、火災保険料９千円の減、事業確定に伴う減額であります。

教育住宅解体事業、需用費、消耗品295千円の増、粉塵用のマスクや防護服、フレコンバック等解体に伴う消耗品の購入であります。委託料、設計監理委託料3,886千円の減、入札執行に伴う事業確定等による減であります。

６目　スクールバス管理費。

説明欄、スクールバス運行事業では、全体で1,565千円の増。主なものは、需用費の修繕料1,489千円の増でエンジンの一部（フライホイール）交換修理等を計上しております。また、待合所修繕　176千円の増、偕楽園入り口のスクールバス待合所設置について、自治会要望あり、厚岸小学校前にあって現在使用していない待合室を一部修繕して移転設置しております。

２項　小学校費、１目　学校運営費。５ページをお開き願います。補正額は3,414千円の増。

説明欄、小学校運営一般事業は、役務費で事業確定による計数整理で４千円の減となっております。

次は、各小学校予算、いわゆる配当予算になります。

厚岸小学校は、報償費・謝礼金、事業確定による４千円の減。需用費1,151千円の増、主なものは、光熱水費のうち電気料の支出見込で不足が生じるため、629千円の増額。役務費93千円の増、電話料１ヶ月分の増額補正及び保健室の寝具等のクリーニング代となっています。

真龍小学校。需用費2,004千円の増、主なものは、光熱水費のうち電気料の支出見込で不足が生じるため、1,618千円の増額、保護者負担軽減分の教材費消耗品として386千円の増となっています。役務費73千円の増、電話料１ヶ月分の増額補正となっております。

太田小学校。需用費19千円の増、保護者負担軽減分の教材費消耗品となっています。役務費31千円の増、電話料１ヶ月分の増額補正となっております。

２目　学校管理費。補正額は1,697千円の増。

説明欄の学校管理事業ですが、需用費は、主に修繕料1,164千円の増、内訳は、真龍小学校屋外時計修理396千円、防火シャッター修理工事227千円等各学校の施設修繕としての増でございます。役務費　135千円の増、トイレ清掃手数料、便そう清掃手数料等　事業確定による増額補正であります。８ページです。委託料は、老朽化

した太田小学校グランド遊具（コンビネーション遊具）撤去に伴うコンクリート廃材処理委託料など契約実績に伴う計数整理で169千円の増。備品購入費は、厚岸小学校の図書室整備に伴うスチールブックトラック購入42千円の増となっています。

学校情報通信教育では、役務費、通信運搬費36千円、インターネット通信料における10月からの消費税税率改正に伴う増額４千円及び電話料１ヶ月分の増額32千円の補正となっております。

学校備品・教材等整備では、備品購入費、教材購入141千円、高度難聴型補聴器であるロジャータッチスクリーンマイクの購入であります。道教委派遣事業であるパートナーティチャー事業を活用し、釧路鶴野支援学校から専門教諭を派遣していただき、音が聞こえにくい児童に対して、アドバイスを受け、個人で高性能補聴器を購入しました。学校側としても、先生が使用する送信用のロジャータッチスクリーンマイク１台を購入する予定であります。学校備品購入費は、児童机・椅子　購入実績に伴う減額となっております。

３目　教育振興費、補正額は398千円の減。

説明欄の小学校教育振興事業については、報償費65千円、旅費20千円、需用費食糧費２千円、役務費19千円、すべての科目とも事業確定による計数整理の減となっております。

小学校就学旅行費助成事業は、270千円の減、事業確定に伴う減額でございます。自然教室推進事業は、22千円の減、需用費・消耗品費、賃借料、扶助費、すべての項目、事業確定に伴う計数整理でございます。

次に、３項　中学校費、１目　学校運営費、補正額4,573千円の増。

説明欄、中学校運営一般事業は、役務費で事業確定による計数整理５千円減となっております。

次からは、各中学校予算、配当予算になります。

厚岸中学校は、報償費・謝礼金、事業確定等による18千円の減。需用費3,579千円の増、主なものは、光熱水費のうち電気料の支出見込で不足が生じるため、3,564千円の増。役務費25千円の増、切手代、電話料、寝具のクリーニング手数料の増額補正となります。原材料費11千円の増、校舎補修用資材代となっています。

真龍中学校は、需用費、消耗品費、主なものは、保護者負担軽減分の消耗品387千円の減、事業確定による減であります。役務費９千円の増、切手代及び電話料の増額補正となります。

12ページをご覧ください。

太田中学校は、1,308千円の増。需用費1,269千円の増、主なものは、光熱水費のうち電気料の支出見込みで不足が生じるための増額となっています。役務費39千円の増、電話料の増額補正となります。

２目　学校管理費、補正額1,708千円の増。

説明欄の学校管理事業ですが、需用費1,471千円の増の主なものである修繕料は、真龍中学校草刈機修理108千円、厚岸中学校グランド防球ネット補修135千円などそれ以外、見込みとして、暖房機修繕及び除雪機修理を見込んでおります。役務費、委託料は、契約実績に伴う計数整理での減。備品購入費は、厚岸中学校の電話機故障に伴う購入、電話システム更新一式286千円となっております。学校情報通信教育では、役務費39千円、インターネット通信料で10月からの消費税税率改正に伴う増額であります。委託料、賃借料事業確定による増額。学校備品購入費は、児童机・椅子購入実績に伴う減額となっております。

３目　教育振興費、補正額879千円の減。

説明欄の中学校教育振興事業については、報償費、役務費で事業執行に伴う計数整理で、６千円及び９千円の

減。中学校就学旅行費助成事業は、864千円の減、事業確定に伴う減額でございます。

18ページ、中ほどをご覧願います。

次に、６項　保健体育費、１目　保健体育総務費、補正額26千円の減。

説明欄、児童生徒健康診断は、各種健康診断に係る消耗品費、印刷製本費、医薬材料費　実績確定による補正となっております。委託料及び備品購入費、内科・歯科・耳鼻咽喉科等の健康診断事業確定による減額となっております。

20ページをご覧願います。

４目　学校給食費、補正額49千円の増。

説明欄の学校給食センター事業ですが、役務費、通信運搬費７千円の増、電話料の増額補正であります。火災保険料27千円の減、給食センター火災共済分担金確定に伴う減額補正となっております。委託料69千円の増、高圧受電している各中学校の学校電気保安業務委託料において事業執行による計数整理になっております。

以上、管理課関係の補正予算の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●生涯学習課長　続きまして、私からは、生涯学習課が所管する事項にについて、ご説明いたします。

事項別明細書、13ページをご覧下さい。

５項　社会教育費、１目　社会教育総務費、補正額300千円の増。

右側説明欄、事業名　姉妹都市中学生等国際交流。負担金補助及び交付金、補助金300千円の増、来年３月に実施するオーストラリアクラレンス市との姉妹都市交流事業に係る旅行代金について、先般、見積もり合わせを行った結果、航空チケットの高騰などにより当初予定し

ていた金額より増額となったことから、実行委員会への補助金を300千円増額するための補正です。

２目　生涯学習推進費、25千円の増。

右側説明欄、事業名　生涯学習施設。需用費、修繕料12千円の増､公用車車検時に追加整備に要した費用です。役務費、手数料７千円の増、公用車タイヤ組換えに要した手数料です。自動車損害保険料６千円の増、公用車自賠責保険料に不足が生じたことによる増額です。

３目　公民館運営費、補正額20千円の増。

右側説明欄、事業名　公民館管理。役務費、通信運搬費９千円の増、公民館、苫多、末広、筑紫恋分館電話料の増額補正です。事業名　公民館活動。使用料及び賃借料11千円の増で、10月に音更町で実施した、生きがい大学管外研修において、昼食場所を借りたことによる、会場借上料２千円と高速道路を使用したことによる有料高速道路通行料９千円の増額です。

４目　文化財保護費、補正額70千円の増。

16ページ説明欄、需用費１千円の減。燃料費、光熱水費、それぞれ計数整理によるものです。委託料、行政業務委託料71千円の増で､海事記念館で所蔵展示していた、アイヌ民族の丸木舟が来年度、白老町にオープンする国立アイヌ民族博物館に貸し出すにあたり、文化庁で行ったクリーニング作業や丸木舟の解説などを映像資料として、記録するために要した委託料の増額です。

15ページ、５目　博物館運営費、補正額67千円の増。

右側説明欄、事業名　海事記念館。47千円の増、需用費、修繕料44千円の増で、海事記念館エレベーター部品交換費用です。役務費、通信運搬費、電話料３千円の増額補正です。事業名　郷土館。18千円の増、需用費、光熱水費、電気料15千円の増、役務費、通信運搬費　電話料の３千円増額補正です｡事業名　太田屯田開拓記念館。２千円の増、役務費、通信運搬費、電話料２千円の増額

補正です。

６目　情報館運営費、補正額444千円の増。

右側説明欄、事業名　厚岸情報館。賃金55千円の増、非常勤職員、臨時職員の賃金でそれぞれ、実績と見込み額による補正です。需用費、修繕料149千円の増、情報館玄関ホール天井、印刷機の修繕に要する増額です。役務費、通信運搬費２千円の減、電話料、インターネット利用料12千円の増、火災保険料14千円の減額です。委託料15千円の減、施設管理委託料、保守点検委託料、18ページに渡り、それぞれ説明欄記載のとおり、事業費確定に伴う計数整理です。使用料及び賃借料、賃借料５千円の減、図書、視聴覚資料データ、玄関マット借り上げ等の事業費確定による減額補正です。事業名　厚岸情報館分館。補正額262千円の増、共済費、労災保険料、確定に伴う２千円の増、賃金62千円の増、臨時職員の賃金で、実績と見込み額による補正です。需用費184千円の増、消耗品、防犯用チャイム購入10千円の増、修繕料174千円の増　分館内受付カウンターから利用者の動線確認を確保するため、既存の書庫を移動に要する増額補正です。役務費、インターネット利用料、14千円の増です。

以上、簡単でありますが、生涯学習課に関する補正予算の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●スポーツ課長　続きまして、私からは、スポーツ課の所管事項に関するものについて、ご説明いたします。

事項別明細書１ページへお戻りください。 歳入です。15使用料及び手数料、１項　使用料、７目　教育使用料、補正額17千円の増は、上尾幌学びやま公園使用料１千円と港町海洋公園使用料16千円とも、工事用の仮設物等の置き場としての使用料の計上です。

17ページをお開き願います。

歳出　下段の６項　保健体育費、２目　社会体育費、補正額1,518千円の増、内容は右側説明欄で説明します。

事業名　社会体育一般、補正額768千円の増。内訳は、施設用備品購入で、内容は、既に役場一階ロビーに佐藤綾乃選手と宮原選手のユニフォーム等のショーケースが展示されておりますが、昨年西武ライオンズに入団された佐藤龍世選手のショーケースとマネキンを同様に購入し、ユニホーム等を展示するための計上です。

事業名　スポーツ推進委員、補正額２千円の増。内訳は、需用費の食糧費２千円の増で、内容は、釧路管内スポーツ推進委員研修会時の昼食代の計上です。

次に20ページ。事業名　スポーツ施設、補正額５千円の増。内訳は、需用費の印刷製本費５千円の増で、内容は、喫煙場表示看板の購入の計上です。

事業名　スポーツ振興、補正額743千円の増。内訳は、補助金のスポーツ振興助成で、当初予算で1,500千円計上しておりましたが、現在、予算を上回る1,975千円の申請があり、これに今後の見込みを加えた不足額の計上です。

以上、簡単ですがスポーツ課に関する補正予算の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長　　内容は、町議会第４回定例会に提出される教育費に係る補正予算の町長への申し出についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員　　学校運営費で、各学校の電気料が結構な額、補正計上されている点について、なぜ、真龍中学校だけ、補正対応しなくていいのですか。

●管理課長　　今回、補正に上げさせてもらっている電気代のほとん

どが暖房の部分と見込みも含めたものとなっています。真龍中学校の場合は電気暖房ではないので、その分で電気代が上がっていないということです。電気量としてはそんなに多くはなっていないのですが、電気代が少し上昇しているので、その分を補正させていただいたということです。

●田辺委員　　濱委員の電気代の質問の関連で質問しますが、毎年、当初予算を抑えるように予算計上していて、いつも大きな額を補正計上していると思うんです。これは町の財政当局と調整になると思いますが、やはりある程度の見込みの中で当初予算を組んでいくような方向に訴えていく必要があるのではないでしょうか。財政当局は、新年度に向けて同じ考え方で予算編成をするのでしょうか。

●管理課長　　当初予算は、今、田辺委員がおっしゃられたように、一年間にかかる見込みということで予算要望しているところです。ただ、実際のところは、やはり、前年度実績、それも補正でかなりの額を増額しなければならない数値となっています。そのため、毎年、12月補正を繰り返しているという実情があります。私も、教育委員会に配属となってから、やはり、予算のかかるものについては、かかるというように要望しているところです。来年度の予算計上する中で、今回の定例教育委員会でのご意見を財政当局にきちんと伝えさせていただきたいと思います。

●田辺委員　　当初から、教育予算はこれくらいかかるんだということはきちんと予算の中で訴えていけば、住民の教育に対する要望に応えていけるという部分に繋がっていくと思うんです。予算をできるだけ現実に近い形で、かかるものはかかるという部分を前面に出した方がいいと思いま

す。ぜひ、財政当局に今の話をしていただければと思います。

それともう一点なんですが、教職員の体育大会についてです。これは、近年になってから、実質的に参加者が少なくて開催することができないという実態の中でこのような判断となったということですが、これは、この大会そのものをもう開催しないということなのでしょうか。

●管理課長　予算についてですが、当初予算は要望額全額を上げると総体で支出が多くなってしまうということで、財政当局で抑えているということもありますが、先ほどのご指摘をきちんと説明し、かかるものはかかるということで、まず予算要望させていただきたいと思います。

それから、体育大会につきましては、今回（令和元年度）、歳入全体で約250千円の繰越金があり、それをどうするかとなった時、今後、開催しないということですので、全部還付しました。昨年度は実施しましたが、今年度からは開催できない。各町で持ち回りで実施していた経緯がありますけれども、やはり、なかなか教職員だけということにはならなく、教育委員会の職員も含めて実施していたのですが、人が集まらないということで、管内での申し渡しと言いますか、そういう決定になったところです。

●田辺委員　単に体力増進、スポーツ振興だけではなく、教職員間の、あるいは職員間の交流という部分もあって、大会がなくなるというのはさみしい感じもするんですけど、今後どうするのか、教員の職員組合というのか、そういう団体も実施しない方向であることを了解しているのでしょうか。

●管理課長　　今回、ソフトボールに特化してお話させていただくと、ソフトボールの大会の場合、管内で勝った町村が、釧路市の代表と試合をし、そこで勝ったチームが全道大会に出場することになっています。過去に厚岸町も出た経緯があったみたいですが、そういう形で、管内のソフトボールについては、代表は決めないのですが、全道の教職員の大会はまだ残っていますので、出場できる市町村については、そちらに参加していただきたいという方向での協議はさせていただいております。

●教育長　　他にありませんか。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　その他、総体的に何かございますか。

（ありません。の声）

●教育長　　以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第16回教育委員会を閉会します。